



共済組合独自の年金「退職等年金給付」

共済組合の組合員には、公的年金とは別に共済組合独自の年金「退職等年金給付」が支給されます。

※退職等年金給付は短期組合員（第1号厚生年金被保険者）の方は対象ではありません。

Q1 「退職等年金給付」ってなに？

A1 平成27年10月の被用者年金制度の一元化により廃止となった職域部分のかわりに、施行日以降の加入期間について退職等年金給付が創設され、以下の3つの給付があります。

- ・退職年金
(1年以上引き続く組合員期間があり、65歳以上で組合員でないとき)
- ・公務障害年金
(公務が原因で障害の状態になったとき)
- ・公務遺族年金 (公務により死亡したとき)

年金制度のイメージ



※一元化前から在職していた方は、旧職域部分の経過措置があります。

Q2 退職年金の「掛金」と「給付金」はどんなものなの？

A2 組合員1人ひとりに仮定の個人勘定を設定し、各月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額と利子を累積した給付算定基礎額を基礎に年金額を計算します。

退職等年金給付に係る掛金率と負担金率 ※令和4年10月現在の率

退職等年金給付の掛金は標準報酬月額や標準期末手当等の額に掛金率を乗じて算出されます。

掛金率(組合員負担) …0.75% 負担金率(地方公共団体負担) …0.75%

※財政再計算は少なくとも5年ごとに実施されます。
財政再計算の結果、必要に応じて掛金率の見直しが行われます。(前回平成30年12月実施)

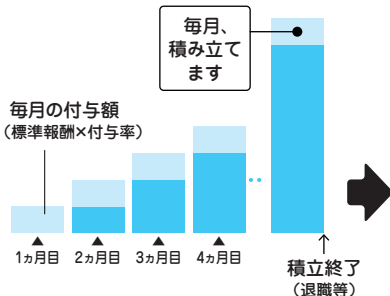
「退職年金」は、「終身退職年金」と「有期退職年金」に分けられ、年金の2分の1を「終身退職年金」として、残りの2分の1を「有期退職年金※」として受給することとなります。

※「有期退職年金」については、原則20年ですが、10年または一時金での受給も可能。【給付事由が生じてから6月以内に手続き(退職年金と同時に請求)が必要】

積立時と受給時のイメージ

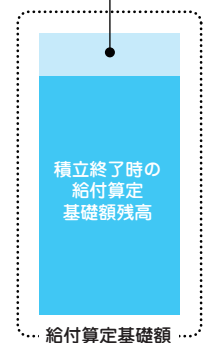
組合員期間(年金積立期間)

- 毎月の付与額と利子を積み立てる
- 利子は基準利率を適用(国債の利回り等に連動)
- 運用益を活用できるが、運用の悪化やインフレによる資産価値の減少などマイナスの影響を受けることもある



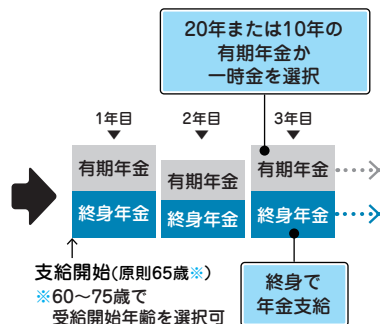
受給待機期間

積立終了時の給付算定基礎額残高に対する利子も積み立て



年金受給中

- 原則65歳から支給
- 有期年金の支給期間は20年または10年(一時金選択も可)
- 年金原価率の変動に伴い年金額も変動



*公務障害年金・公務遺族年金は別の計算式に基づき支給されます。